

基金（第 31 条関係）

1 趣旨

本条は、救済給付の支給に要する費用に充てるために機構に石綿健康被害救済基金を設けるとともに、その財源構成を規定するものである。石綿健康被害救済基金は、政府から交付された資金、地方公共団体から拠出された資金、船舶所有者から徴収した一般拠出金、厚生労働大臣から交付された金額（労災保険適用事業主から徴収した一般拠出金）、特別拠出金、不正利得の徴収金及び当該石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額から機構が行う業務の事務費を控除した金額をもって充てることとしている。

なお、本基金は、その元金も含めて取り崩すことにより救済給付の支給を行う取崩し型の基金である。

2 概要

石綿健康被害救済基金（第 1 項）

これまでに独立行政法人に設けられた基金については、その設置根拠が組織法（独立行政法人の個別法）に置かれているため、本法附則第 14 条による改正後の独立行政法人環境再生保全機構法（以下「改正後の機構法」という。）第 16 条の 2 第 1 項において、機構の業務との関係や本条第 2 項との関係を示す根拠規定を置くこととしている。

基金の運用によって生じた利子その他の収入金（第 2 項）

基金の運用については、改正後の機構法第 16 条の 2 第 2 項において、独立行政法人通則法第 47 条及び第 67 条（第 4 号に係る部分に限る。）の規定を準用することとしており、具体的には、国債、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券の取得、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金、信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの以外は運用してはならないこととされている。第 2 項は、こうした運用によって生じた利子その他の収入金を基金に組み入れることとしたものであり、利子以外の収入金としては、金銭信託の収益の分配が考えられる。

交付金等（第 32 条関係）

1 趣旨

本条は、基金への政府の交付金及び地方公共団体の拠出金の根拠規定を定めたものである。

2 概要

政府からの交付金（第 1 項）

石綿による健康被害については、個別的な因果関係の立証は困難であるものの、基本的に事業活動に起因するものであることを踏まえ、また、すべての事業者が事業活動を通じて石綿の使用による経済的利得を受けていることに着目し、労働者を使用する事業主及び船員を使用する船舶所有者から一般拠出金を徴収するとともに、石綿との関連が特に深い事業活動を行っていたと認められる者（特別事業主）については、石綿による健康被害についてより大きな責任を負うべきものと考えられることから、一般拠出金に加えて特別拠出金を徴収することとしている（いわゆる 2 階建て方式）。

しかしながら、石綿による健康被害については、潜伏期間が非常に長期にわたるという特殊性があるため、石綿の使用による経済的利得を受けてきた事業者や石綿との関連が特に深い事業活動を行っていたと認められる者が既に存在しない又は不明である場合があり、政府はそうした状況を考慮し、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を含む。）に充てるための資金を交付することとしたものである。

地方公共団体からの拠出金（第 2 項）

今回の石綿による健康被害の救済制度は、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、民事責任や国家賠償責任とは切り離れた幅広い関係者の拠出による行政上の救済制度として構築されるものである。

地方公共団体についても、石綿による健康被害者を隙間なく救済するという基金創設の趣旨や、今回の救済制度が創設されれば、結果として健康被害に苦しむ各地域の住民の迅速な救済にもつながる面もあることにかんがみ、救済給付の支給に要する費用の拠出に関する規定が設けられている。

なお、地方公共団体からの資金の拠出については、事業主からの徴収と

同様、平成 19 年度からとなる見込みである。

地方債の特例（第 33 条関係）

1 趣旨

本条は、地方公共団体の機構に対する拠出に要する経費について、地方債の起債の特例対象とする旨を規定するものである。

2 概要

現行の地方財政法では、機構に対する基金に充てる資金の拠出に要する経費については、地方債をもって財源とすることができないこととされている。石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、地方公共団体についても救済給付の支給に要する費用の拠出に関する規定が設けられているが、地方債で財源措置が行えない場合、財源が確保されないことから拠出が困難となる地方公共団体が発生することが想定される。このため、地方公共団体が、機構に対し、基金に充てる資金を拠出する場合、地方財政法第 5 条の規定にかかわらず、地方債をもって財源とすることができることとするものである。

（参考）

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合

二 出資金及び貸付け金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）

三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費

（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

国庫の負担（第 34 条関係）

1 趣旨

平成 19 年度以降の救済給付の支給に係る事務の処理に要する費用については、徴収事務費及び給付事務費を問わず、国及び事業主が折半することとしており、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収に要する費用（徴収事務費）の 1/2 を一般会計から労働保険特別会計に繰り入れる必要がある（平成 18 年度の事務費は国が全額を負担）。

このため、本条は、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収に要する費用の一部を国庫負担することを定めたものである。

2 概要

第 32 条第 1 項において、「政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を含む。以下同じ。）に充てるための資金を交付することができる」とこととしている。

具体的には、国は、制度の早期かつ安定的な立ち上げの観点から、平成 17 年度中に、機構に対し一定額（約 388 億円）を交付している。また、制度の円滑な運営を確保する観点から、平成 18 年度の事務費の全額及び平成 19 年度以降の事務費の 1/2 を負担することとしている。

しかしながら、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収に要する費用については、石綿健康被害救済基金から労働保険特別会計に入れることができないことから、その事務費の一部を国庫負担することを定めたものである。

一般拠出金の徴収及び納付義務（第35条関係）

1 趣旨

本制度では、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労働者を使用する事業主及び船員を使用する船舶所有者から一般拠出金を徴収するとともに、石綿との関連が特に深い事業活動を行っていたと認められる者（特別事業主）については石綿による健康被害についてより大きな責任を負うべきものと考えられることから、一般拠出金に加えて特別拠出金を徴収することとしている。

本条は、一般拠出金の徴収主体及び拠出義務を負う事業主等の範囲及びこれらの者の一般拠出金の納付義務を定めたものである。

2 概要

一般拠出金とは、救済給付費等に充てるために事業主等から徴収するものであり、その納付義務者は、労働者を使用する事業主、船員を使用する船舶所有者である。

一般拠出金の徴収は、については厚生労働大臣、については機構が行うこととし、具体的な徴収は以下のように行う。

- ・については、労働保険料と併せて、労働官署に同一申告書及び納付書で申告納付させる
- ・については機構に対して申告納付させる

労働者等を使用するすべての事業主等から費用を徴収することとしたのは、すべての事業主等が事業活動を通じて石綿の使用による経済的利得を受けていることに着目し、報償責任の観点から負担を求めることとしたものである。

すなわち、建材や自動車部品等の石綿を含有する製品を製造する事業主のみならず、多くの事業主が、意識していたかどうかに関わらず、石綿を使用した建築物を事務所とし、石綿を使用した自動車を営業車としてきた。また、石綿を含有するパッキングを使用する発電所で発電された電気や、石綿を含有するセメント水道管を通じて届いた水を資源として使用し事業活動を行っていることを考えれば、およそあらゆる事業主は、石綿の使用による経済的利得を受けてきたものと考えられることから、労働者等を使

用するすべての事業主から費用を徴収することとしたものである。

なお、一般国民も日常生活において水や電気を使用しており、その意味で、石綿の使用による受益がないとは言えないが、事業活動による経済的利得がないことから、報償責任の観点から負担を求めることは適切でないと考えられる。

労災保険法第3条第1項は、「労働者を使用する事業を適用事業とする」と規定しており、労働者を使用する事業主を包括的に把握していると認められるが、船員保険法第17条の規定による船員保険の被保険者については、労災保険法は適用しないこととされている。そこで、労災保険法第3条第1項の適用事業の事業主に加え、船員保険法第60条第1項に規定する船舶所有者をもって、一般拠出金を負担する義務を負う「一般事業主」として規定したものである。すなわち、船員保険の保険料を負担する船舶所有者から一般拠出金を徴収することとなる。

労災保険法第3条第1項の適用事業

労災保険法第3条第1項の規定によれば、「労働者を使用する事業を適用事業とする」こととしている。適用事業とは、いわゆる強制適用事業の意味であり、任意適用事業とされる事業については、労働者を使用する事業主であってもそのすべてから徴収することができないが、徴収の便宜を考えれば、それもやむを得ないものと考えられる。

任意適用事業

民間の個人経営の農業の事業であって、5人未満の労働者を使用するもの

民間の個人経営の林業の事業であって、労働者を常時は使用せず、かつ、1年以内の期間において使用労働者延人員が300人未満のもの

民間の個人経営の漁業の事業であって、5人未満の労働者を使用するもの

大部分は5人未満の労働者を使用する民間の個人経営による農業の事業である。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第8条第1項又は第2項の規定により元請人が事業主とされる場合

徴収法第8条第1項又は第2項の規定は、建設の事業が数次の請負によって行われている場合において、下請負事業を元請負事業に一括して元請人のみを徴収法の適用上事業主として取り扱い、一定の場合にのみ、下請負事業を元請負事業から分離して当該下請負人を事業主として取り扱う

制度について規定したものである。

船員保険法第 60 条第 1 項に規定する船舶所有者

第 60 条第 1 項は、「被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタル額ヲ負担ス」とされており、船員保険の保険料の負担関係に着目することにより、拠出金を拠出すべき船舶所有者をとらえたものである。すなわち、船員保険の保険料を負担する船舶所有者から一般拠出金を徴収することとしたものである。

一般拠出金の納付義務（第 3 項）

本条第 1 項において厚生労働大臣の労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収権限を規定し、第 2 項において機構の船舶所有者からの一般拠出金の徴収権限を規定しているの、これを一般事業主の側から見ると、一般拠出金を納付する義務を課せられたこととなる。一般拠出金の徴収とその納付とは裏腹の関係にあるものであり、それを明確にするため、本条第 3 項が規定されたものである。

今回、労働者を使用する事業主からの費用徴収については、労働保険料の徴収対象と重複するため、その効率的かつ確実な徴収という観点から労働保険の徴収システムを活用することとしているところ、労働者を使用していない個人事業主の大半は労働保険に加入していないため、労働保険の徴収システムを活用できず、費用の徴収に要する経費がかさむこととなる。

労働者を使用していない個人事業主については、こうした事情に加えて、一般的に事業規模が小さいことも併せ勘案し、費用の負担を求めないこととしたものである。

船員を使用する船舶所有者からの一般拠出金の徴収に当たっても、船員保険制度における保険料の徴収システムを活用することを検討したが、

船員保険の保険料の徴収システムを活用するために必要なシステム改修費用に比べて船舶所有者から徴収する金額が少額であり、費用対効果の観点から効率的でないこと、

特別会計見直しの議論の中で、船員保険特別会計は労働保険特別会計との統合を検討すべきとされており（「特別会計の見直しについて」（平成 17 年 11 月 21 日財政制度等審議会））仮に統合された場合には、船舶所有者からの徴収は労働保険徴収システムを活用することとなることが想定されること、

を理由として船員保険の保険料の徴収システムを活用することは適切でないと判断されたため、船舶所有者からの徴収は、公害健康被害の補償等に

関する法律に基づき事業者からの費用徴収にノウハウを有する機構が行うこととしたものである。

機構に対する交付（第 36 条関係）

趣 旨

本条は、厚生労働大臣が労災保険適用事業主から一般拠出金を徴収したときは、一般拠出金の徴収事務費等を控除した上で機構に交付することとするものである。

徴収した一般拠出金から控除することとなる費用の項目等については、政令で定めることとしている。

一般拠出金の額（第 37 条関係）

1 趣旨

本条は、一般拠出金の額の算定方法について定めているものである。

一般拠出金のうち労災保険適用事業主からの徴収については、労働保険制度における保険料の徴収システムを活用して徴収することとしている。このため、その額の決定方式についても、当該制度に合わせる形をとることが適切である。そこで、本条第 1 項は、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金（第一項一般拠出金）の算定の基礎となる標準は、労働保険の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額をそのまま用いることについて定めたものである。したがって、船舶所有者から徴収する一般拠出金（第二項一般拠出金）についても、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額を標準とすることとしている。

また、第一項一般拠出金及び第二項一般拠出金の額は、賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額として計算される。

さらに、一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、政府からの交付金及び都道府県からの拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣と協議して定めることとしている。

2 概要

本条第 1 項は、労働保険の一般保険料の算定の基礎となる賃金総額を「標準」としたものである。標準をこのように定めることは、一般拠出金を納付する労災保険適用事業主にとっても、徴収する側にとっても、便宜となるものである。

一般拠出金の算定の基礎となる「標準」は、「賃金総額」である。労働保険の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額については、徴収法第 11 条第 2 項で、「『賃金総額』とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう」と規定されており、この賃金総額を標準として、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金の額が算定されることとなる。また、船舶所有者から徴収する一般拠出金の額は、前年度において船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額に一般

拠出金率を乗じて得た額としている。

本条第1項及び第2項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、政府からの交付金及び都道府県の拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定めることとしている。

政令を定めるに当たっての基本的な考え方としては、救済給付の支給に要する費用の予想額から政府からの交付金及び地方公共団体からの拠出金を控除した額を一定の割合で一般事業主負担分と特別事業主負担分に按分し、一般事業主負担分を一般事業主の賃金総額の合計額で割り戻した率を基準として定めることになる。

なお、一般拠出金率は、船舶所有者からの一般拠出金の徴収及び特別事業主から特別拠出金の徴収を担う機構を所管する環境大臣が、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収権限を有する厚生労働大臣及び事業所管大臣に協議して定めることとしている。

第一項一般拠出金の徴収方法等における徴収法の準用について
(第 38 条関係)

1 趣旨

第一項一般拠出金は、労災保険適用事業主から労災保険の保険料と併せて徴収することとする。

本条は、第一項一般拠出金の徴収方法等について、徴収法に係る規定を準用する旨定めるものである。

また、第一項一般拠出金の徴収に当たっては、労働保険料と同様に、徴収法第 33 条第 3 項の労働保険事務組合について、第一項一般拠出金事務を処理することができるものとする。

2 概要

【第 1 項関係】

石綿健康被害救済法に基づく第一項一般拠出金の徴収は、労災保険適用事業主から労災保険の保険料と併せて徴収することとしたことに伴い、石綿健康被害救済法に規定の設けられていない部分について、徴収法における労働保険料の徴収方法に係る以下の規定を準用する旨の規定を設けるものである。

第一項一般拠出金の徴収（確定保険料に係る徴収法第 19 条準用（同条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項第 2 号及び第 3 号を除く。））

有期事業以外の事業主については、その保険年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額に一般拠出金率を乗じて算出した第一項一般拠出金の額その他を記載した申告書を、その保険年度の初日から 50 日以内に提出するものとする（第 19 条第 1 項第 1 号）。

有期事業については、当該保険関係に係る全期間に使用したすべての労働者に係る賃金総額に一般拠出金率を乗じて算出した第一項一般拠出金の額その他を記載した申告書を、保険関係が消滅した日から 50 日以内に提出するものとする（第 19 条第 2 項第 1 号）。

第一項一般拠出金は、上記申告書に添えて、有期事業以外の事業にあってはその保険年度の初日から、有期事業にあっては保険関係が消滅した日から 50 日以内に納付するものとする（第 19 条第 3 項）。

事業主が申告書を提出しないとき、又は記載に誤りがあるときは、政

府が第一項一般拠出金の額を決定し、事業主に通知するものとする（認定決定）（第 19 条第 4 項）。

認定決定を受けた事業主は、不足額等の決定の通知を受けた日から 15 日以内に納付しなければならないものとする（第 19 条第 5 項）。

事業主が納付した第一項一般拠出金の額が、納付すべき第一項一般拠出金の額を超える場合には、政府はその超過額を次の保険年度の第一項一般拠出金等に充当し、又は還付する（第 19 条第 6 項）。

追徴金（徴収法第 21 条準用）

政府は、上記第 19 条第 4 項の認定決定を受けた事業主から、納付すべき額に 100 分の 10 を乗じて得た額の追徴金を徴収するものとする。

第一項一般拠出金の申告義務を履行せず、あるいは事実と相違した申告がなされるような場合があり得るので、そのような場合について、追徴金を課すものである。

口座振替による納付等（徴収法第 21 条の 2 準用）

政府は、事業主から第一項一般拠出金の納付を口座振替により行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができるものとする。

労働保険料は、現在、事業主が納期のつど直接金融機関等へ納付することとされているが、口座振替納付制度は各種料金等の簡便かつ確実な納付方法として社会一般に広く利用されており、国税等の納付方法としても早くから活用されていること等から、労働保険料の納付の手続について、口座振替による納付の方法を可能としている。

督促及び滞納処分（徴収法第 26 条準用）

第一項一般拠出金等を納付しない者に対して、督促に係る規定を準用するものとする。

労働保険料の納付については、事業主の自発的な申告納付の制度を採用しており、政府の認定決定に係る保険料及び追徴金の徴収についても、できる限り自発的な納付を期待するものであって、事業主がこれを滞納している場合においては、直ちに滞納処分に着手することはせず、まず、督促をして自発的な納付を促すこととしている。

督促があつたにもかかわらず事業主がなお納付しない場合には、政府は、滞納者の財産を差し押さえ、差押財産を強制的に換価して労働保険

料等に充当する措置をとり得るものとしている。

延滞金（徴収法第 27 条準用）

政府は、 により第一項一般拠出金の納付を督促したときは、第一項一般拠出金の額につき年 14.6 パーセントの延滞金を徴収するものとする。

先取特権の順位（徴収法第 28 条準用）

第一項一般拠出金等の先取特権の順位は、他の社会保険諸法令等と同様に国税及び地方税に次ぐものとする。

私法上の債権については、いわゆる債権者平等の原則を基調として一般に債権者相互間に優劣の差異が認められないのに対し、労働保険料その他徴収法の規定による徴収金債権については、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権が認められ、私債権に先立って徴収する。

徴収金の徴収手続（徴収法第 29 条準用）

第一項一般拠出金等は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収するものとする。

「国税徴収の例により」とは、具体的には国税通則法、国税徴収法等の規定により、という意味であり、国税通則法は、国税の納付義務の確定等国税についての基本的及び共通的事項を定めたものであり、国税徴収法は、国税債務の不履行の場合の履行強制手段としての滞納処分手続を中心とし、その履行強制の過程において他の公課及び債権と競合した場合の優先権等について定めたものである。このため、画一的かつ大量的に発生する公課債権の徴収手続としては、国税徴収手続を広く準用することが、一般に合理性をもつと考えられており、他の社会保険諸法令等の徴収においても同様である。

行政手続法の適用除外（徴収法第 36 条の 2 準用）

徴収法においては、労働保険事務組合の認可（徴収法第 33 条第 2 項）及び認可取消（同法同条第 4 項）を除く処分については、行政手続法第 2 章（申請に対する処分）及び第 3 章（不利益処分）の規定は適用しない。

これは、労働保険料の賦課徴収に関する部分については、特定の行政分野について独自の手続体系が形成されていることから、租税の賦課徴収に関する処分に準ずるものであるとして、適用除外とされたものである。

時効（徴収法第 41 条準用）

徴収法上の労働保険料等の徴収金を徴収する権利等は、その行使が容易であり、またこの権利関係をいたずらに長期にわたって不安定な状態のもとにおくことは、事務を一層複雑化するおそれがあるので、2年の短期消滅時効にかからせることとしている。

報告等（徴収法第 42 条準用）

徴収法に基づく労働保険関係事務の処理については、保険者たる政府による業務運営のみにとどまらず、事業主あるいは労働保険事務組合等の協力をまって、初めて適正かつ円滑になされるものであるので、徴収法第 42 条により、事業主あるいは労働保険事務組合等に対し、報告、文書提出等の義務を課すこととしている。

立入検査（徴収法第 43 条準用）

政府が適正に労働保険料等を徴収し、その他徴収法の施行を適正、円滑に行うためには、基礎資料を調査し実態を把握するほか、事業主等が行う事務処理の違法・不当を発見し、これを是正することが必要であり、そのために必要な立入検査の権限を行政庁に付与することとしている。

厚生労働省令への委任（徴収法第 45 条の 2 準用）

労働保険料の納付の手続その他徴収法の実施に関する事項については、法律の規定のみでは必要事項の全てを規定できないため、厚生労働省令に委ねることができることとしている。

なお、第二項一般拠出金については、同様の規定として、第 46 条において環境省令への委任規定が置かれているところである。

【第 2 項関係】

第一項一般拠出金は、労災保険適用事業主から労働保険料と併せて徴収することから、徴収法第 33 条第 3 項の労働保険事務組合が第一項一般拠出金の納付その他の第一項一般拠出金に関する事務（以下「第一項一般拠出金事務」という。）を処理できるものとする。

【第 3 項関係】

以下の規定について、労働保険事務組合が第一項一般拠出金事務を処理することができることに伴い、労働保険事務組合に係る第一項一般拠出

金事務について、労働保険事務と同様に規定するものである。

労働保険事務組合に対する通知等（徴収法第 34 条準用）

政府は、労働保険事務組合に第一項一般拠出金事務の処理を委託した事業主に対してすべき第一項一般拠出金の納入告知等の通知等については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした当該通知等は、当該事業主に対してしたものとみなすものとする。

徴収法第 34 条において、通知等を労働保険事務組合に対してすることができることとしているのは、労働保険事務組合は事業主を代理して労働保険事務を処理するものであり、労働保険事務組合に委託している多数の事業主に関する事務処理を一つの手続によって行うことにより、保険者たる政府の事務の簡素化を図る必要があるからであり、第一項一般拠出金事務の処理については、労働保険料と併せて徴収することから、同条を準用するものである。

労働保険事務組合の責任等（徴収法第 35 条（第 4 項を除く。）準用）

労働保険事務組合が、第一項一般拠出金の納付を受託し、金銭の交付を受けた場合、その金額の限度で、労働保険事務組合は政府に対して当該第一項一般拠出金の納付の責めに任ずる等の規定を準用するものとする。

徴収法第 35 条第 1 項においては、事業主から交付を受けた金額の限度において労働保険事務組合が政府に対して労働保険料等の徴収金を納付する責任を有することを規定している。

第 2 項においては、労働保険事務組合の責めに帰すべき理由によって生じた追徴金又は延滞金は、事業主ではなく当該労働保険事務組合が納付の責めを負うことを規定している。

第 3 項においては、労働保険事務組合が納付の責めに任ずる労働保険料等については、その労働保険事務組合に対し滞納処分をしてもなお徴収すべき残余额がある場合に限り、その残余额を事業主から徴収できることとして、労働保険事務組合の納付すべき労働保険料等の納付責任は原則的には労働保険事務組合にあるとしつつ、政府が労働保険料等を委託事業主から直接に徴収できる場合を想定している。

労働保険事務組合が納付義務を負うものであることから、労働保険事務と同様の取扱いとするものである。

帳簿の備付け等（徴収法第 36 条準用）

労働保険事務組合が第一項一般拠出金事務を処理する場合、その処理

する第一項一般拠出金事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならないものとする。

労働保険事務組合は、多数の事業主の委託を受けてこれら事業主の行うべき第一項一般拠出金事務を代行することができるとしたものであるが、一定の場合には第一項一般拠出金その他の徴収金の納付の責めを自ら負うことになる（徴収法第 35 条の準用）。このような重要な法律関係については、その基礎となる事実関係が明確にされていなければ、事業主に不安を与えるばかりでなく、第一項一般拠出金の徴収にも支障を来すことになるので、特に労働保険事務組合に対し、その処理する第一項一般拠出金事務に関する帳簿を備えておくべきこととして、徴収法第 36 条を準用することとしたものである。

労働保険事務組合に対する報奨金(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 23 条準用)

労働保険事務組合制度の趣旨は、中小事業主の事務負担を軽減し、労働保険の適用促進、労働保険料の徴収等労働保険の円滑な運営を確保しようとするところにある。そこで、労働保険事務組合が行う労働保険料の申告・納付その他労働保険事務の処理についてその労に報い、かつ、将来にわたって助長奨励を行うため、毎年度、労働保険料の納付状況が著しく良好な事務組合に対しては、一定の要件のもとに所定の額の報奨金を交付することとしている。

第一項一般拠出金についても、労働保険料と併せて徴収することから、当該規定を準用し、第一項一般拠出金も併せた労働保険料の納付状況が著しく良好な事務組合に対して報奨金を交付することとするものである。

(参考)不正受給者からの費用徴収に係る第 35 条第 4 項を準用していない理由

石綿健康被害救済法に基づく救済給付については、同法第 27 条において同様の不正利得の徴収について規定が設けられているが、同条は労災保険法第 12 条の 3 第 2 項とは異なり事業主からの徴収を想定しておらず、これに係る規定が置かれていないため、労働保険事務組合についても規定を設ける必要がないことによる。

労災保険法第 12 条の 3

第 12 条の 3 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者がいるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

前項の場合において、事業主（徴収法第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下同じ。）が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

徴収法第 26 条、第 28 条、第 29 条及び第 41 条の規定は、前 2 項の規定による徴収金について準用する。

第二項一般拠出金の納付等（第 39 条関係）

1 趣旨

本条は、船舶所有者が第二項一般拠出金を納付する場合の納付期限、申告書を提出しなかったり、誤りがあった場合の手續について定めたものである。

2 概要

船舶所有者は、前年の賃金総額を算定し、これに環境省令で定められる一般拠出金率を乗ずることによって、自己が納付すべき額を算出し、その金額を直接、年度当初から 50 日以内に（すなわち 5 月 20 日までに）機構に納付しなければならない。

なお、申告納付期限を 50 日としたのは、労災保険法における保険料の期限にならったものである。

また、申告書の提出が所定の期限内になかった場合、あるいは申告書の提出はあったがその内容に誤りがあった場合（過少申告、過大申告）には、機構は、自らの調査結果をもとに、その船舶所有者が納付すべき一般拠出金の額を決定し、これを船舶所有者に通知することとされている。（第 2 項）

なお、第 45 条第 1 項の規定により、機構は、船舶所有者に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、船舶所有者の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類を検査させることができることとされており、この規定を発動することによって、チェック材料を集めることができる。また、この規定による命令に違反して報告をしなかった場合等には、罰則（6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）があり、実効性が担保されている。（第 88 条第 3 項）

第二項一般拠出金の延納（第 40 条関係）

1 趣旨

本条は、船舶所有者から納付することとされている第二項一般拠出金の納付を容易にするために、船舶所有者（納付義務者）の申請に基づき、その納付期限を延ばすことができる旨を定めたものである。

2 概要

延納とは、第二項一般拠出金の納付期限（第 39 条第 1 項により各年度の初日から 50 日以内とされている。）を延長することをいうが、その方法としては、第二項一般拠出金の全部についてその納付の期限を延期させる場合と一定の期間にわたって一部ずつを分割納付させる場合の二つがある。本法では、後者の方法をとることを考えており、この場合の具体的な要件、手続は、第 46 条に基づく環境省令において定められる。

督促及び滞納処分（第 41 条関係）

1 趣旨

本条は、第二項一般拠出金の納付の督促及びその滞納処分について定めたものである。

2 概要

第二項一般拠出金は、救済給付の支給に要する費用に充てるために徴収されるものであり、これが徴収されないと被害者の救済が行われ得なくなることから、本法においては、強制徴収ができるようになっている（第一項一般拠出金についても、第 38 条において徴収法第 26 条を準用することにより、強制徴収ができることとされている。）。

憲法第 29 条（財産権）との関係は以下のとおりである。

一般的に私権の制限が憲法上認められるかどうかは、制限の目的、制限の内容、制限の程度等を検討し、これらを比較考量して決定すべきものとされている。

これを本法に基づく一般拠出金の徴収について考えてみると、

まず、本法の目的は、石綿による健康被害の迅速な救済であり、憲法第 25 条を中心とする福祉国家の理念からみても、その目的は憲法第 29 条第 2 項の公共の福祉に適合するものである。

制限の内容は、報償責任の観点から、民事責任を問うことが困難な石綿による健康被害の救済のため、労働者を使用する事業主等に対し、石綿が産業基盤となる施設、設備、機械等で広く使用されてきたことによって受けた経済的利得の程度に応じ、一定の拠出を求めるものである。労働者を使用する事業主等は、そのような産業基盤があることによりその存続の基盤を得てきたのであり、また、石綿による健康被害は基本的に事業活動による被害であることから、そのような産業基盤によって受けた経済的利益の程度に応じ、石綿による健康被害の救済のための費用を拠出させることは必要であり、かつ、不合理ではない。

制約される権利は労働者を使用する事業主等の財産権であるが、拠出を求められる額は、被害者の救済に必要なにして十分な額であり、労働者を使用する事業主等の財産権に対する重大な制約ではない。また、現行

法制下においても、財産権に対しては、租税・公用負担等により種々の制約が認められているところである。

しかも事業者の納付義務違反に対しては、強制徴収規定が置かれるのみであり、刑罰のごとき厳しい制裁を課するものではない。

以上の点より、新法による労働者を使用する事業者の財産権に対する制約は、合理的な範囲にとどまり、憲法第 29 条に違反しないと考えられる。

(参考)

日本国憲法

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

なお、本制度においては、独立行政法人である機構に対して強制徴収権を与えているが、同様の例として、公害健康被害の補償等に関する法律のほか、障害者雇用促進法がある。

延滞金（第 42 条関係）

1 趣旨

本条は、延滞金の徴収事由及び徴収金額並びに徴収しない場合を定めたものである。

延滞金は、延滞した第二項一般拠出金に対する公法上の遅延利息であるとともに、行政罰たる性質を併有しているものである。

2 概要

第二項一般拠出金の納付を督促したときは、督促に係る第二項一般拠出金の額に年 14.6%の割合で、納付期限の翌日から、その完納又は差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することになっている。

年利については、14.5%(公害健康被害の補償等に関する法律)と 14.6%(徴収法)の両方の例が見られるが、本制度では、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収について労働保険徴収システムを活用することとしているため、公平性の観点から、14.6%としたものである。

第 5 項第 5 号の「第二項一般拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき」とは、天災地変など不可抗力によりやむなく滞納したものと認められる場合である。その事業の経営不振又は金融事情等の経済事由によって第二項一般拠出金を滞納しているときは、「やむを得ない事由」とはみなされない。

先取特権の順位（第 43 条関係）

1 趣旨

本条は、第二項一般拠出金その他の徴収金の先取特権の順位について定めたものである。

2 概要

「先取特権」とは、法律で定められている一定の債権を有する者が、債務者の総財産又は特定の財産について、他の債権者に優先して弁済を受けることを内容とする権利である。

第二項一般拠出金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものであるが、厚生年金、労災保険等の徴収金並びに地方公共団体が徴収する分担金、使用量及び加入金等他の公課の先取特権の順位とは同順位であることから、他の公課より先に差押えをした場合に限り、他の公課に優先して第二項一般拠出金等を徴収することができることになる。

徴収金の徴収手続（第 44 条関係）

1 趣旨

本条は、第二項一般拠出金その他の徴収金の徴収は、この法律に別段の定めがあるものを除いて、国税通則法や国税徴収法等の規定によって処理されることを規定したものである。

2 概要

「第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金」

「第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金」とは、次に掲げるものである。

第 39 条第 1 項に基づき法定納期限までに納付すべき第二項一般拠出金

第 39 条第 2 項に基づき機構が決定した第二項一般拠出金

第 39 条第 3 項に基づき法定納期限までに納付すべき第二項一般拠出金の全額及び不足額

第 42 条第 1 項に規定する延滞金

「国税徴収の例による」こととされている国税通則法及び国税徴収法の規定のうち、徴収に関するものの主たる内容は、次のとおりである。

期間の計算及び期限の特例（国税通則法第 10 条）

期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

書類の送達（国税通則法第 12 条及び第 14 条）

送達を受けるべき者の住所及び居所が不明である場合には、公示送達の方法によることができる。

納付義務の承継（国税通則法第 5 条から第 7 条まで）

相続があった場合には、被相続人の納付すべき第二項一般拠出金等は相続人に承継され、また、法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、被合併法人の納付義務を承継する。

連帯納付義務（国税通則法第 8 条）

第二項一般拠出金等に関する連帯納付義務については、民法の連帯債務の関係規定の一部が準用される。

繰上げ請求（国税通則法第 38 条）

納付義務者の財産につき強制換価手続が開始されたとき、法人である納付者が解散したとき等においては、納付義務者が有する期限の利益が剥奪され、繰上げ請求手続がとられる。

納付の猶予（国税通則法第 46 条から第 52 条まで及び第 54 条）

震災等の災害により第二項一般拋出金等の納付義務者がその財産に相当な損失を受けたとき、又は震災等の災害その他の事実がある場合において第二項一般拋出金等を一時に納付することができないと認められるときは、納付義務者の申請に基づき納付の猶予がなされる。

時効に関する規定（国税通則法第 72 条第 1 項）

法定期限から 5 年間行使しないことによって時効により消滅する。また、援用を要せず、利益を放棄することはできない。

以上のほか、被担保債権との調整規定（国税徴収法第 15 条から第 25 条まで）、第二項一般拋出金等と私債権との競合の調整規定（同法第 26 条）、第二項一般拋出金等の債権の対外的効力に関する規定（国税通則法第 42 条）等がある。

船舶所有者に対する報告の徴収等（第 45 条関係）

1 趣旨

本条は、第二項一般拠出金の徴収に関し必要があるときは、機構は、船舶所有者に対し、報告又は文書等の提出を求めることができることとするものである。

2 概要

「第二項一般拠出金の徴収に関し必要があると認めるとき」とは、例えば、申告書に記載された賃金総額が正しいものであるかどうかを確認する必要がある場合等を想定している。

「文書その他の物件」とは、例えば、賃金台帳等を想定している。

なお、本条第 1 項の規定による命令に違反して報告をしなかった場合等には、罰則（6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）があり、実効性が担保されている。

環境省令への委任（第 46 条関係）

1 趣旨

本条は、本法律に規定していない事項で、第二項一般拠出金その他の徴収金に関し必要な事項は、環境省令に委任することを定めた委任規定である。

2 概要

具体的なものとしては、次のような事項を定めることを想定している。

納付の方法（企業を単位として納付するものとする。）

第二項一般拠出金の充当（機構は、未納の船主拠出金に充当したときは、その旨を納付義務者に通知しなければならない。）

延納の方法

第二項一般拠出金の申告及び納付

滞納処分の証明書（滞納処分のため財産の差押えをするときは、機構の職員は、証明書を提示しなければならない。）

公示送達の方法

書類の保存義務

代理人の選任の届出 等

特別拠出金の徴収及び納付義務（第47条関係）

1 趣旨

本制度では、事業主のうち石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる者（特別事業主）については、石綿による健康被害についてより大きな責任を負うべきものと考えられることから、一般拠出金に加えて特別拠出金を徴収することとしている（いわゆる2階建て方式）。本条は、救済給付の支給に要する費用に充てるための特別拠出金の納付義務者の範囲を定めるものである。

2 概要

「特別拠出金」とは、石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる者（特別事業主）から、救済給付の支給に要する費用に充てるために徴収する金銭である。

特別拠出金を徴収することとなる事業主は、「石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主」としている。

特別拠出金の額の算定方法（第 48 条関係）

1 趣旨

本条は、特別拠出金の額を定めるに当たっての算定方法について定めたものである。

2 概要

特別拠出金の額については、「石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情」という考慮要素のみ法定し、あとは政令で具体的に算定方法を定めることとしており、かなり包括的に授權しているため、これについては審議会における慎重な審議を経るべきものとして、その適正な運用を確保することとしているものである。なお、「その他の事情」には、例えば第 37 条第 3 項に規定する一般拠出金率が含まれるものである。

特別拠出金の額の決定、通知等（第 49 条関係）

1 趣旨

本条は、特別拠出金の額は、機構が前条の算定方法に従って決定することと、その特別拠出金の具体的な納付方法を定めたものである。

2 概要

機構は、政令で定める特別拠出金の算定方法に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額を決定しなければならないが、機構は特別拠出金を納付させる事業主及び当該事業主に納付させる額を定めた後、各事業主に対して、

特別拠出金を納付させる事業主として定められたこと
納付することとなる特別拠出金の額
納付すべき期限
その他必要な事項

を通知しなければならないこととしている。

第 1 項の「その他必要な事項」としては、納付期限までに納付がない場合の措置、払込指定金融機関、不服申立ての教示などが考えられる。

第 2 項の「特別拠出金の額を変更する必要があるとき」とは、例えば、特別拠出金の額の算定に誤りがあった場合である。

準用（第 50 条関係）

1 趣旨

本条は、特別拠出金が一般拠出金と基本的に同じ性格のものであるので、一般拠出金の条文を準用する旨を定めたものである。

2 概要

準用される内容は次のとおりである。

延納に関する規定（第 40 条）

督促及び滞納処分に関する規定（第 41 条）

延滞金に関する規定（第 42 条）

先取特権に関する規定（第 43 条）

徴収金の徴収手続に関する規定（第 44 条）

報告の徴収等に関する規定（第 45 条）

環境省令への委任（第 51 条関係）

1 趣旨

本条は、本法に規定していない事項で、特別拠出金その他の徴収金に関し必要な事項は、環境省令に委任することを定めた委任規定である。

2 概要

具体的なものとしては、次のような事項を定めることを想定している。

特別拠出金の充当（未納の特別拠出金等に充当したときは、その旨を納付義務者に通知しなければならない。）

延納の方法

滞納処分の証明書（滞納処分のため財産の差押えをするときは、機構の職員は、証明書を提示しなければならない。）

公示送達の方法

書類の保存義務

代理人選任の届出 等